

令和6年第1回定例会議案説明資料

1	議案第2号	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第9号)中所管	
		[千葉県防災行政無線再整備に伴う負担金]	…………… P2
		[職員給与費及び職員退職手当基金積立金]	…………… P6
2	議案第26号	法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	…………… P7
3	議案第27号	千葉市職員定数条例の一部改正について	…………… P18
4	議案第28号	千葉市事務分掌条例の一部改正について	…………… P20
5	議案第29号	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 一部改正について	…………… P22
6	議案第49号	包括外部監査契約について	…………… P25

**【議案第2号】**

**令和5年度千葉市一般会計補正予算（第9号）中所管**

**[千葉県防災行政無線再整備に伴う負担金]**

補正予算書 P7

**1 補正理由**

令和5年度に千葉県防災行政無線設備（衛星系）の再整備工事が行われ、本市が使用する機器や設備等に係る経費について、県に負担金を払う必要がある。

しかし、当該工事において全国的な電源ケーブルの新規受注停止事案に起因する工期の遅れが生じ、令和5年度中での竣工及び検査が困難となり、県から本市への負担金の請求及び支払いも令和6年度となった。

このことから、千葉県防災行政無線再整備に伴う負担金について、繰越明許を行う。

**2 補正予算額**

8,861千円

【財源】

一般財源 8,861千円

**3 事業概要**

千葉県防災行政無線設備（衛星系）の再整備工事における整備費用のうち、地方財政法第27条第1項に基づき、1/2である8,861千円を負担するもの。

(1) 整備スケジュール

令和6年2月	県議会 繰越予算案上程
令和6年度第1四半期頃	令和5年度施工分完了（本市該当）
令和7年2月	県議会 各団体が負担すべき金額に係る議案上程
令和7年3月	県から各団体へ、負担金の請求（令和6年度予算）

(2) 千葉県防災行政無線について（参考）

別紙「千葉県防災行政無線について」参照。

## 千葉県防災行政無線について

### 1. 概要

災害時に千葉県が県内各市町村や千葉県関係機関と相互に連絡を取ることを目的に、各拠点に整備している設備。

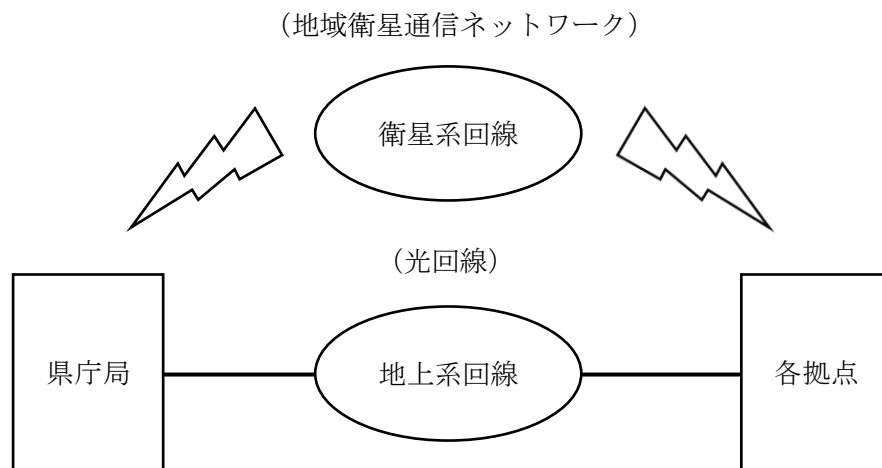
### 2. 機能

構成機関（県庁、県の出先機関、県内各市町村、消防本部、防災関係機関の258機関）を地上系回線と衛星系回線で構成されている「県防災行政無線回線」で接続し、構成機関間において情報交換ができる機能を備えている。

機能詳細は以下のとおり。

#### (1) 県防災行政無線回線

地上系回線（光回線）と衛星系回線（地域衛星通信ネットワーク）の二つの回線で構成され、各拠点を繋いでいる。



県防災行政無線回線概要図



衛星系パラボラアンテナ

(2) 電話交換システム

県防災行政無線回線内の各機関相互間のほか、「地域衛星通信ネットワーク」に加入のほか都道府県、自治体等と電話・FAXの通信を行うことができる。



防災電話



防災FAX

(3) 一斉通報システム

県庁局から各拠点に音声・FAXによる一斉通報を行うシステム。緊急情報や気象情報が配信される。



一斉受令端末

(4) 映像システム

ア 衛星映像放送

県庁局及び衛星通信車から伝送される災害映像等のほか、地域衛星通信ネットワークに加入している他の都道府県や自治体から送られる映像を視聴することができるシステム。

イ TV会議装置

県庁、地域振興事務所、市町村、消防本部に設置され、相互間でTV会議を実施できる。



TV会議・映像チューナー

令和5年度補正予算（2月・給与費）資料

(1) 給与費

款		補正後	補正前	補正額			
				不用・不足額 (退職手当除く)	退職手当 不足額	額	
一般会計	一般職	議会費	293,583 千円	293,583 千円	0 千円	0 千円	0 千円
		総務費	11,530,127	10,790,127	740,000	248,696	491,304
		民生費	13,322,173	13,372,173	△ 50,000	△ 50,000	0
		衛生費	5,308,543	5,408,543	△ 100,000	△ 100,000	0
		労働費	77,141	77,141	0	0	0
		農林水産業費	550,736	580,736	△ 30,000	△ 30,000	0
		商工費	655,208	645,208	10,000	10,000	0
		土木費	5,531,983	5,541,983	△ 10,000	△ 10,000	0
		消防費	8,213,050	8,343,050	△ 130,000	△ 130,000	0
		教育費	43,976,076	43,861,869	114,207	△ 129,956	244,163
合計		89,458,620	88,914,413	544,207	△ 191,260	735,467	

(参考)

事業 下水道 会計	一般職	3条	696,926 千円	634,926 千円	62,000 千円	9,500 千円	52,500 千円
		4条	679,568	679,568	0	0	0

(2) 職員退職手当基金

区分	補正後	補正前	補正額
職員退職手当基金費	1,088,294 千円	1,666,364 千円	△ 578,070 千円

**【議案第26号】**

**法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

議案書 P 1

**1 趣旨**

法令の改正等に伴い、規定の整備を図るもの

**2 改正内容**

条例で引用している法の条項ずれ等に伴う規定の整備 11 条例

改正する条例	条項ずれ等のあった法
1 千葉県旅館業法施行条例	児童福祉法
2 千葉県大宮学園設置管理条例	児童福祉法
3 千葉県療育センター設置管理条例	児童福祉法
4 千葉県児童福祉法施行条例	児童福祉法
5 千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
6 千葉県病院事業の設置等に関する条例	地方自治法
7 千葉県水道事業の設置等に関する条例	地方自治法
8 千葉県下水道事業の設置等に関する条例	地方自治法
9 千葉県子ども・子育て会議設置条例	子ども・子育て支援法
10 千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例	子ども・子育て支援法
11 千葉県営住宅条例	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・売春防止法等

**3 施行期日**

公布の日

※ 上記2の表の1～8、11の条例の改正は、令和6年4月1日

## 新旧対照表

### 第1条 千葉県旅館業法施行条例の一部改正

改正前	改正後
<p>第1条・第1条の2（略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）児童福祉法（昭和22年法律第164号）<b>第12条の4</b>の規定により児童相談所に設置される一時保護施設</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条・第1条の2（略）</p> <p>（施設の指定）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）児童福祉法（昭和22年法律第164号）<b>第12条の4第1項</b>の規定により児童相談所に設置される一時保護施設</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。



第2条 千葉市大宮学園設置管理条例の一部改正

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 大宮学園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p><b><u>（2）法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。</u></b></p> <p><b><u>（3）</u></b>（略）</p> <p><b><u>（4）前3号</u></b>に掲げるもののほか、障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。第5条において同じ。）の福祉の増進に関すること。</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>（使用者）</p> <p>第5条 大宮学園を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前3号に掲げる者のほか、<b><u>第2条第4号</u></b>に掲げる事業にあつては、障害児又はその保護者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 大宮学園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（削る）</p> <p><b><u>（2）</u></b>（略）</p> <p><b><u>（3）前2号</u></b>に掲げるもののほか、障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。第5条において同じ。）の福祉の増進に関すること。</p> <p>第3条・第4条（略）</p> <p>（使用者）</p> <p>第5条 大宮学園を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前3号に掲げる者のほか、<b><u>第2条第3号</u></b>に掲げる事業にあつては、障害児又はその保護者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正

改正前	改正後
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 障害児通所支援事業所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p><b><u>（2）法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。</u></b></p> <p><b><u>（3）</u></b>（略）</p> <p><b><u>（4）前3号</u></b>に掲げるもののほか、障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。第6条第4項において同じ。）の福祉の増進に関すること。</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（使用者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 障害児通所支援事業所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前3号に掲げる者のほか、<b><u>第3条第4項第4号</u></b>に掲げる事業にあつては、障害児又はその保護者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 障害児通所支援事業所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（削る）</p> <p><b><u>（2）</u></b>（略）</p> <p><b><u>（3）前2号</u></b>に掲げるもののほか、障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。第6条第4項において同じ。）の福祉の増進に関すること。</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（使用者）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 障害児通所支援事業所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前3号に掲げる者のほか、<b><u>第3条第4項第3号</u></b>に掲げる事業にあつては、障害児又はその保護者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 千葉市児童福祉法施行条例の一部改正

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める基準）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第21条の5の15第3項第1号（病院又は診療所により行われる法<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する<u>医療型児童発達支援</u>に係る指定の申請の場合に限る。）の規定により定める者は、法人（当該法人の役員等の中に暴力団員に該当する者があるものに限る。）以外の者とする。</p> <p>3（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める基準）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第21条の5の15第3項第1号（病院又は診療所により行われる法<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する<u>児童発達支援</u>に係る指定の申請の場合に限る。）の規定により定める者は、法人（当該法人の役員等の中に暴力団員に該当する者があるものに限る。）以外の者とする。</p> <p>3（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第5条 千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<b><u>第38条の2第3項</u></b>の規定により、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法<b><u>第38条の2第3項</u></b>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する症状その他厚生労働省令で定める事項について、規則で定めるところにより、定期に、市長に報告しなければならない。</p> <p>以下（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<b><u>第38条の2第2項</u></b>の規定により、同項に規定する任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法<b><u>第38条の2第2項</u></b>に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する症状その他厚生労働省令で定める事項について、規則で定めるところにより、定期に、市長に報告しなければならない。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第6条 千葉市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正

改正前	改正後
<p>千葉市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の2第8項</u></b>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>千葉市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の8第8項</u></b>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

改正前	改正後
<p>千葉市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の2第8項</u></b>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>千葉市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の8第8項</u></b>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

改正前	改正後
<p>千葉市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の2第8項</u></b>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>千葉市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b><u>第243条の2の8第8項</u></b>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第7条 千葉市子ども・子育て会議設置条例の一部改正

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<b><u>第77条第1項</u></b>の規定に基づき、千葉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>以下（略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<b><u>第72条第1項</u></b>の規定に基づき、千葉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第8条 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正

改正前			改正後		
第1条～第6条（略）			第1条～第6条（略）		
（一時預かり事業に係る使用料）			（一時預かり事業に係る使用料）		
第7条 保育所又は認定こども園において行う一時預かり事業（法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。）に係る使用料の額は、次の表のとおりとする。			第7条 保育所又は認定こども園において行う一時預かり事業（法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。）に係る使用料の額は、次の表のとおりとする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
1 法 <b><u>第19条第1項</u></b> <b><u>第1号</u></b> に定める子どもで、認定こども園に入所しているもの（当該こども園を使用する場合に限る。）	（略）	（略）	1 法 <b><u>第19条第1号</u></b> に定める子どもで、認定こども園に入所しているもの（当該こども園を使用する場合に限る。）	（略）	（略）
2・3（略）	（略）	（略）	2・3（略）	（略）	（略）
備考（略）			備考（略）		
以下（略）			以下（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第9条 千葉市営住宅条例の一部改正

改正前	改正後
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる条件（第8号に該当する者にあつては同項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる条件）を具備する次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）は、前項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市長が別に定める規模の公営住宅に入居することができる。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法<b>第10条第1項</b>  <u>（</u>配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <b>婦人相談所</b> 等による配偶</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項第2号から第6号までに掲げる条件（第8号に該当する者にあつては同項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる条件）を具備する次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）は、前項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市長が別に定める規模の公営住宅に入居することができる。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法<b>第10条第1項</b>  <b>又は第10条の2（これらの規定を</b>配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <b>女性相談支援センター</b>等による配偶</p>



<p>者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。エにおいて同じ。）からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者</p> <p>エ <u>婦人相談所</u> 以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者</p> <p>以下（略）</p>	<p>者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。エにおいて同じ。）からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者</p> <p>エ <u>女性相談支援センター</u> 以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認されている者</p> <p>以下（略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第6条まで及び第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

**【議案第27号】**

**千葉市職員定数条例の一部改正について**

議案書 P4

**1 趣旨**

社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や新病院の開設に向けた準備等、新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、定数を改めるものである。

**2 主な内容**

(1) 市長の事務部局の職員定数の改正

市長の事務部局の職員の定数4,415人に75人を加え、4,490人に改める。

<75人の内訳>

ア 児童虐待対策の強化 +50人程度

- ・児童相談所の配置基準を踏まえた児童福祉司等の増員
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置にあたっての体制整備

イ 高齢化社会への対応強化と危機事案への体制整備 +5人程度

- ・市民の健康づくりを促進するとともに、新興感染症など健康危機発生時の対応能力を向上させるため必要となる保健師の計画的な増員

ウ 社会情勢の変化等に的確に対応するための体制確保 +20人程度

- ・こども発達相談室開設にあたっての体制整備
- ・公共施設の老朽化による大規模改修等に伴う技術職の強化

(2) 病院局の職員定数の改正

病院局の職員の定数1,125人に115人を加え、1,240人に改める。

<115人の内訳>

ア 新病院に向けた高齢者医療の充実、青葉病院における成人精神病棟の再開等に必要となる医師の増員 +25人程度

イ 新病院に向けた病床数の増等に必要となる看護職員の増員 +70人程度

ウ 夜勤の導入・拡充、地域連携強化等に必要となる医療技術員等の増員

+20人程度

**3 施行期日**

令和6年4月1日

千葉県職員定数条例（昭和24年千葉県条例第31号）新旧対照表

改正前		改正後	
○千葉県職員定数条例		○千葉県職員定数条例	
第1条（略）		第1条（略）	
（職員の定数）		（職員の定数）	
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
市長の事務部局の職員（下水道事業に従事する職員を除く。）	<u>4, 415人</u>	市長の事務部局の職員（下水道事業に従事する職員を除く。）	<u>4, 490人</u>
下水道事業に従事する職員	152人	下水道事業に従事する職員	152人
議会の事務部局の職員	33人	議会の事務部局の職員	33人
選挙管理委員会の事務部局の職員	10人	選挙管理委員会の事務部局の職員	10人
農業委員会の事務部局の職員	21人	農業委員会の事務部局の職員	21人
監査委員の事務部局の職員	19人	監査委員の事務部局の職員	19人
人事委員会の事務部局の職員	12人	人事委員会の事務部局の職員	12人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	5, 377人	教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	5, 377人
消防職員	946人	消防職員	946人
水道局の職員	22人	水道局の職員	22人
病院局の職員	<u>1, 125人</u>	病院局の職員	<u>1, 240人</u>
合計	<u>12, 132人</u>	合計	<u>12, 322人</u>
2（略）		2（略）	
以下（略）		以下（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**【議案第28号】**

**千葉市事務分掌条例の一部改正について**

議案書 P5

**1 趣旨**

令和6年度組織改正において、総合政策局に秘書、広報広聴及び危機管理・防災部門を移管することに伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正する。

**2 主な内容**

市政の総合的な企画・政策部門である総合政策局と市長公室、広報広聴課を一体化（市長公室は総務局、広報広聴課は市民局から移管）し、政策重視の施策展開をより一層推進するとともに、市民の声を迅速かつ的確に把握し、施策への反映とより効果的な情報発信を行うための体制を整備する。なお、市長公室の移管に伴い、市長直轄で災害対応等にあたる危機管理監（危機管理部）を総合政策局に移管する。

**3 施行期日**

令和6年4月1日

千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○千葉市事務分掌条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>（新設） （新設） （新設） （新設）  （新設） 総務局 <u>（1）秘書及び渉外に関する事項</u> <u>（2）議会及び行政一般に関する事項</u> <u>（3）職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u> <u>（4）危機管理及び防災対策に関する事項</u> <u>（5）その他他の局の主管に属しない事項</u></p> <p><b>総合政策局</b> <u>（1）市政に関する基本的計画並びに重要施策の企画及び調整に関する事項</u> <u>（2）統計に関する事項</u></p> <p>財政局（略） 市民局 （1）区政に関する事項 <u>（2）広報及び広聴に関する事項</u> <u>（3）市民生活、市民文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p>保健福祉局～建設局（略） 以下（略）</p>	<p>○千葉市事務分掌条例</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p><b>総合政策局</b> <u>（1）秘書及び渉外に関する事項</u> <u>（2）広報及び広聴に関する事項</u> <u>（3）危機管理及び防災対策に関する事項</u> <u>（4）市政に関する基本的計画並びに重要施策の企画及び調整に関する事項</u> <u>（5）統計に関する事項</u></p> <p>総務局 （削る） <u>（1）議会及び行政一般に関する事項</u> <u>（2）職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</u> （削る） <u>（3）その他他の局の主管に属しない事項</u> （削る） （削る）  （削る） 財政局（略） 市民局 （1）区政に関する事項 （削る） <u>（2）市民生活、市民文化及びスポーツに関する事項</u></p> <p>保健福祉局～建設局（略） 以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**【議案第29号】**

**千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について**

議案書 P6

**1 改正の趣旨**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(※)に伴い、所要の改正を行う。

※ 公布日：令和5年6月9日

施行日：公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日ほか

**2 法改正の概要(条例改正に係るもの)**

法別表に定める事務に準ずる事務(事務の性質が同一であるものに限る。)として主務省令で規定する「準法定事務」についても、個人番号の利用を可能とした。

また、行政機関等間での情報連携に関して、情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の提供について、情報提供の主体(照会者、提供者)、情報の利用対象となる事務、提供対象となる情報を別表第2に定めていたが、この別表第2を削除し、これに代えて、別表(改正前の別表第1)に掲げる事務について、主務省令で定めることにより情報連携可能となった。

**3 条例改正の内容**

法別表第2が削られることに伴う所要の改正を行う(条例例と同様の改正を行う。)

- ・「法別表第2の第2欄に掲げる事務」→「特定個人番号利用事務(※1)」
- ・「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」→「利用特定個人情報(※2)」

※1 法別表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの(法第19条第8号)

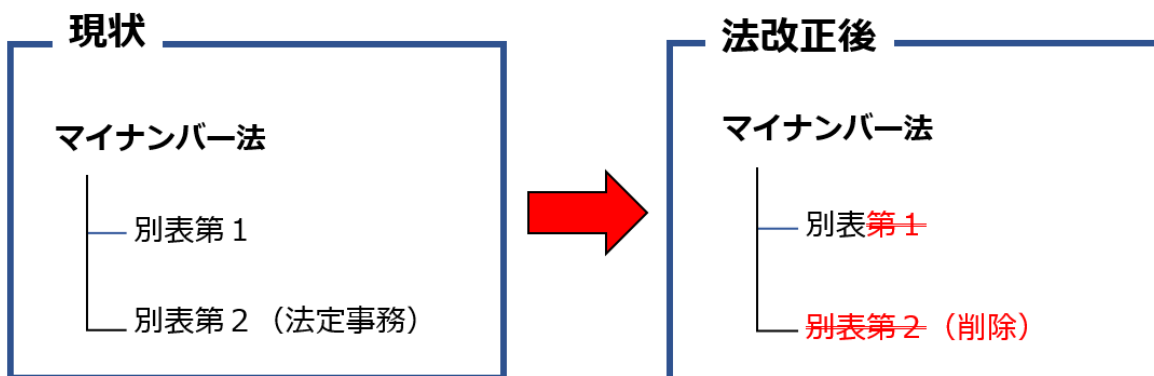
※2 当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(法第19条第8号)

**4 施行期日**

公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日のいずれか遅い日

### <参考>法律及び条例改正の概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）の別表第2を削除する。
- マイナンバー法の改正に伴い、本市の「千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下、「条例」という。）」にて、引用する「別表第2」に代わる法の用語を引用する改正をする。



新旧対照表（千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例）

改正前	改正後
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、<b>法別表第2の第2欄に掲げる事務</b>を処理するために必要な限度で、<b>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</b>であって自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長その他の執行機関は、<b>特定個人番号利用事務</b>を処理するために必要な限度で<b>利用特定個人情報</b>であって自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>以下（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。



**【議案第49号】**

**包括外部監査契約について**

議案書 P170

**1 趣旨**

地方自治法第252条の36において、地方公共団体の長は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないと規定されている。

当該規定を踏まえ、次年度の包括外部監査人候補者について、現在の包括外部監査人が市行政や財務状況に関する十分な知識を有し、今年度の監査業務を滞りなく進めていることを鑑み、同者を対象として、本市選考委員会において候補者の選考を行った。

その結果、次年度の包括外部監査人候補者は、令和5年度監査実施により蓄積された本市に関する知識や理解・経験等に基づく、より効果的・効率的な包括外部監査の執行及び質の高い包括外部監査結果報告書の作成を期待できること、監査手法や補助者への監督など監査の実施体制が優れていること、監査テーマは公認会計士としての専門性や、行政改革としての有効性が高いものとなっており、本市の行政改革の推進に資する監査の実施が期待できることから、引き続き、同者を令和6年度の包括外部監査人として選定し、以下のとおり包括外部監査契約を締結する。

**2 主な内容**

(1) 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期

令和6年4月1日

(3) 契約の金額

17,462,000円を上限とする額

(4) 契約の相手方

ア 住所 東京都江戸川区清新町1丁目4-11-201

イ 氏名 山崎 聡一郎

ウ 資格 公認会計士

エ 主な職歴

平成9年10月～平成16年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）

平成16年6月～平成17年3月 関東財務局東京財務事務所に出向

平成17年4月～平成19年6月 財務省理財局に出向

平成19年7月～（現職） 有限責任監査法人トーマツに帰任

オ 主な業務経歴

(ア) 包括外部監査人

秋田県（平成26・27年度）、川崎市（平成29・30年度）、千葉市（令和5年度）

(イ) 包括外部監査補助者

川崎市（平成19・20年度）、秋田県（平成28年度）

(5) 選考方法

職員7名を委員とした「千葉市包括外部監査人候補者選考委員会」において、今年度の実施状況等について審査し、本市の求める水準に達していることから、上記の者を候補者として選定した。